

令和8年8月千葉豪雨における被災車両の対応について

- 千葉県、千葉市、佐倉市、大網白里市等で、災害対策基本法による被災車両の排除(移動)できる区間を指定
- 関東地方整備局において、千葉市に対し、TEC-FORCEによる被災車両移動の支援やレッカー車最大17台の派遣、仮置き場の提供などを実施
- 18日に設置した、国、県をはじめ関係機関で構成するプロジェクトチームにおいて、被災車両への円滑な対応に向けた取り組みを推進
- 国・県・千葉市が管理する道路では、路肩に残る被災車両を含め、8月22日に撤去が全て完了
- その他市町をはじめ、路肩に残る被災車両※については撤去を継続しており、引き続き支援ニーズを把握しつつ対応
(※その他市町の被災車両：5台、全て所有者判明、撤去について調整中(8/24_17時現在))

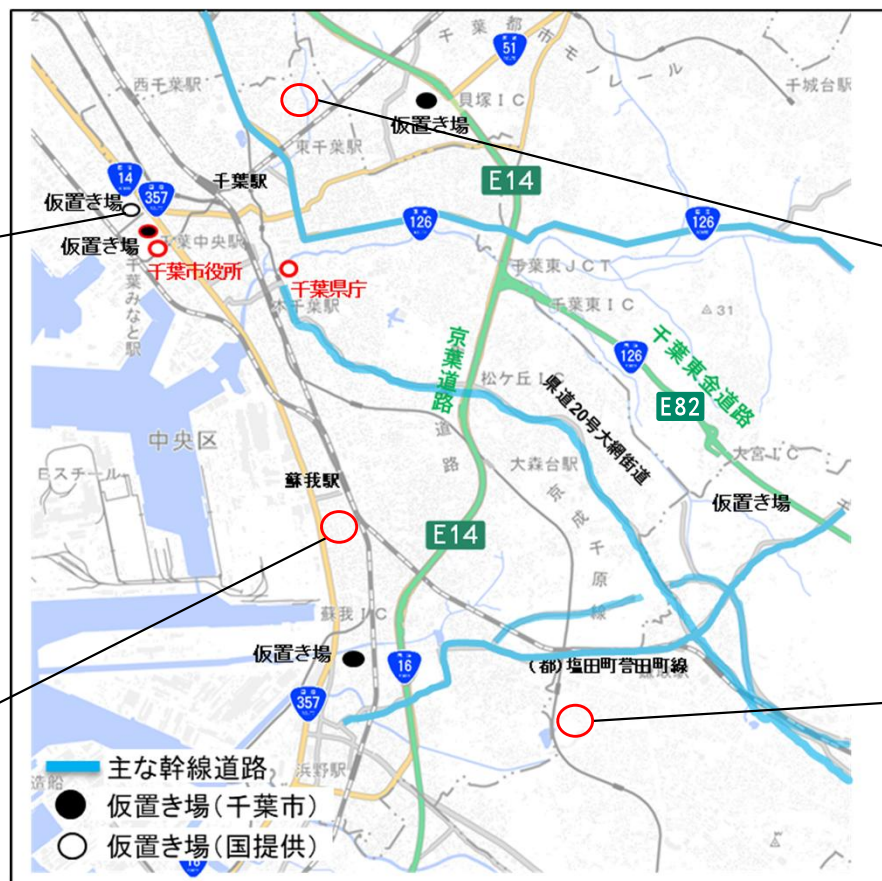
○路肩等から仮置き場への移動



・車両仮置き場の状況
(国提供地: 国道357号千葉市役所付近)



・路肩から搬送



○交通障害車両の路肩への移動 (8月16日～)



・路肩への移動(車両用移動用装置)



・路肩への移動(人力)